

障害のある人の地域での生活を支援する NPO 活動

—大阪の生野地域での事例—

荒川 哲郎

A Case Study of the Non Profit Organization in Support of Community Life for the People with Special Needs.

Tetsuro ARAKAWA

1. はじめに

1995年に制定された障害者基本法には新たな理念と目標が追加された。それは「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進すること」である¹⁾。法律の基本的理念としても障害のある人を対象化するのではなく、障害のある人が主体性をもち、福祉サービスを選び、困難な生活状況に支援を獲得することが構想している。このように障害のある人が自己責任をもつ状況もうまれてくると予想される。しかも法律の内容を検討していくと障害のある人が積極的に政策の企画立案、実施等に参加していく方向性がある。これまでの障害のある人への施す支援ではなく、信頼関係をつくりながら、自立への支援が考えられている²⁾。しかしながら福祉関係の団体、支援者のなかには、障害を不幸としてとらえ、同情するなど意識のバリアもみられる。さらに障害のある人を保護する関係をつくり、障害のある人が自分自身の生き方を選んだり、決定したりする機会を奪う状況などもみられる。そこでこのような意識、制度を変えていくこと、そして障害のある人だけではなく、すべての人が自己を確立して、自己実現に挑戦していくことが重要な課題となる。このような基本的思想をもち、誰もが一市民として地域の主体者として地域活動に関わりを持つことが期待される。

行政とNPO団体との関係も基本的には互いが自立し、信頼関係を築きながら相互責任をもつ関係になっていくことが求められる。三重県においても1998年11月に行政とNPOが「みえパートナーシップ宣言」³⁾をした。そして行政とNPOとは対等性をもつ関係として位置づけられた。「対等性とは」の内容を考えていくと、「相互の自己決定を尊重する。そして互いに独自性を活かし、公共の利益を追求する。時には互いにきびしく批判し合える関係である。そして互いに情報公開をすべての人にたいしてすることで、共に公とのつながりをもちつつ、私利の利害をせめぎ合える関係」と考えられる。また、パートナーシップ(連携)とは公および私利の利害に対して、自己責任だけではなく、相互責任もとれる体制をつくることである。

そこで本報告では、大阪の生野地域のNPO活動に焦点をあて、具体的活動を調査して、その活動の基本的考えをとらえる。そしてNPOと行政との連携において具体的にどのようなことを基本に進めていくのかをまとめる。大阪の生野地域活動サポートセンターを地域調査研究の対象として取り上げた理由のひとつには生野地域は知的障害のある人、精神障害者が地域で

の生活を支援する事業、たとえば知的障害のある人達の外出の支援活動（ガイドヘルパーによる支援活動）、精神障害者の働く場づくりにおいては先進した活動を続けている地域である。特に人権、アドボカシー（権利擁護）を基本に据えて、NPOの日常活動をすすめていること。障害者、高齢者、外国人、こどものいわゆる社会的マイノリティの「アドボカシー」を具体的に考え、活動していることに注目したからである。

2. NPO 活動の調査

(1) 生野地域の現状と NPO 生野地域活動サポートセンターの紹介⁽⁷⁾

生野地域は大阪の伝統的下町であり、在日韓国朝鮮人が区人口（約15万人）の内、4万人程度を占め、その他にも32ヶ国の人に住む、「内なる国際化」が求められる地域でもある。

生野地域活動サポートセンターは生野の地域性をベースとして、地域活動の諸資源の拠点をむすんでいき、その過程でまちづくりをしている。

また生野地域は障害のある人の自立に関わる施設や小規模の作業所が数多くある（1997年現在16箇所）そして現在、共働事業所連絡会を構成している。これらと在日・韓国朝鮮人に関わる様々な取り組み（教育・文化・人権・福祉等）が結びつくなど地域の特徴を活かして活動を続けている。

生野地域活動サポートセンターの基本的理念としては、いわゆる「社会的マイノリティ」を中心にとらえ、活動を展開している。センターが地域に潜在する活動拠点をつなぎあわせ、地域の諸団体の独自の活動も活性化させ、相互に建設的な意見交換、批判もおこなえる関係を構築していくことである。そのためには、地域の諸団体の活動の共有化が求められ、センターが情報をつなぐ役目をするを考えている。

さらに、生野地域での異分野間の交流が生野地域活動サポートセンターを通して実施されるプログラムの開発を進めている。

(2) NPO 生野地域活動サポートセンターの設立の経緯

生野地域活動サポートセンターの設立計画書⁽⁴⁾によるとこれまでの生野の地域活動は「それぞれが自立した働き」を大切にしてきた。そしてそれぞれの働きを尊重しながら緩やかなネットワークをつくってきた。しかしそれは同時に一つひとつの働きは決して強いものではなく、困難に出合ったとき、問題の解決のために有効な手段を行使できないことも生じてきた。そして、分野が異なる地域活動を続けてきた草の根グループの活動は自立した活動を続けているが、独自性だけの活動では停滞すると総括している。つまり草の根のグループの活動は「密室性」「脆弱性」をもっている。たとえば生野地域でも、障害のある人達の草の根グループの支援組織をみていくと、身体障害、知的障害、精神障害など障害の種別に分けられている。そのため草の根グループは少人数のこじんまりとしたグループが多い。そして人間関係の交流の拡がりも限定され、多くの人達の支援が必要な事業は不可能とあきらめることもある。また、それぞれの障害別への支援に限定されるため、地域の人達の興味や関心につながるができなかったり、地域で活動をしている人達との出会いの機会も少ない。そこで、これまでの連絡体、協議会、個人的関係を再編して、生野地域活動サポートセンターが中心となり、分野が違う草の根グループをつなげ、これまでの地域活動の経験から得たノウハウを活かし、地域の人とともに新たな

社会資源づくりと新しい地域社会のイメージづくりを始めた。

また生野区の人口のうち 25%を超える外国人、特に戦前から居住している在日韓国朝鮮人に対して、医療、福祉、教育などの生活に欠かすことができない行政からの支援が、「外国人だから」との理由で、特に実施されてこなかった。たとえば公教育のなかでの民族学級などの存在はあるが、教育カリキュラムのなかでの位置づけは補完的である。また、生野区は高齢化が急速に進んでいる。しかも、在日韓国朝鮮人の高齢者は不安定な就労実態のため、老齢年金を受給していない人が多い。現在、生野地区でも、多くの老人福祉施設ができてはいるが、絶対数は不足している。また、行政が進めている高齢者の福祉施策は「平等主義」に基づき、在日韓国朝鮮人を日本人と同じ様に扱っている。しかし、在日韓国朝鮮人の高齢者は戦前に渡日した 1 世が大半であり、食文化一つを觀ても「朝鮮的なもの」を大切に生きている。外国人が排除される存在ではなく、自分達の歴史性、個別性に見合う地域社会づくりに参与していくことを支援するために話し合いが重ねられている。

(3) 生野地域活動サポートセンターの活動の内容^⑦

① 異分野間の交流を基礎にした地域づくり・街づくりへの支援事業

生野には多くの市民活動の拠点がある。それは障害者に関するもの、共同購入のグループ、在日韓国朝鮮人に関するもの、いわゆるニューカマーと呼ばれる外国人を対象にしたものであったりする。さらに高齢者の福祉、教育（民族教育など）など 20 を超える。異分野の人達が交流することで互いが持っている課題を考え、いままで培ってきたノウハウに基づいて問題の解決を図る。

② 当面の第一の支援事業として「いくの障害児（者）家族支援センター“ほっと”の設立支援

いくつかの草の根グループの共同事業として、障害のある人をあずかり、家族が一時休息するレスパイトサービスを始めている。障害のある人、こどもをもつ家族の介護を軽減することを目的として、障害のある人達が地域のなかで生きていくことを支援する。

③ 草の根グループの相互の交流・研修

各草の根グループがもっているノウハウを相互に利用しあう。また草の根各グループ間の共同で研修会、イベント等をおこなう。

④ 草の根グループ間の情報提供事業

生野地域活動サポートセンターと支援関係をもつ草の根グループのノウハウを支援関係ではない草の根グループに情報として提供する。

⑤ 上記を通して個人アドボカシー、社会システムアドボカシー支援事業

⑥ 多文化共生の街づくり

住民の 4 分の 1 になる在日韓国朝鮮人をはじめとした多くの外国籍住民が住む生野地域らしい多文化共生のまちづくりを目指す。

(4) 権利擁護の視点からの活動について

事業のなかで、特に注目される権利擁護、アドボカシーの活動について説明する。基本として社会的マイノリティといわれる人達、障害者、在日・滞日外国人、高齢者、子ども、女性の声を直接聞き、みんなで人権を学んでいく。具体的には人権講座を障害のある人、外国人、高

齢者、こども、女性の当事者を話し手にして連続して開いている。たとえば地域社会では精神障害のある人の生活状況を知らない人が多い。そのため精神障害のある人への偏見が生まれ、コミュニケーションがとだえている。そのため、意識の障壁（バリア）を壊していく出会いの場が必要になる。人権講座をきっかけとして、精神障害のある人の話を聞く機会を日常の地域社会のなかにもつくりようとしている。そこで、みんながじっくり話に耳を傾けている。

障害のある人の人権講座では、生野地区の障害のある人が話をする。たとえば自分自身の過去から「なぜ精神障害をもつようになったのか」を具体的に説明をする。家族との関係のいきづまり、自分自身への期待など生々しい話がされる。病気の症状も話される。若いボランティアも一緒になって話を聞く。自分自身の名前を出して、地域の人の前で話ができるまでに、6年を要したという。障害のある人は自分自身を受け止めてくれる人が地域にいて自分の存在を見出す。自分の過去をまわりの人が受けとめていく。また地域の人たちも話のなかで、自分の悩みを話す。いわゆる、みんなで相互にカウンセリングをしているようである。この会では、みんながクライアントであり、みんながカウンセラーである。一方的に、専門家がカウンセラーとなり、当事者だけがクライアントではない。つまりカウンセラーとクライアントが入れ替わりながら、話し合いがすすむ。高齢者の人権の講座では、在日韓国朝鮮人問題の活動のリーダーが自分の父親の介護の悩みを話して、それを地域の人達が受け止め、話し込んだ。保健婦、地域の医療関係者、老人保健施設の人、ボランティアなどいろいろな人が集まり、話し合いに参加する。それぞれ人の意見がうけとめられるコミュニケーションがある。

3. アドボカシー（権利獲得）について

(1) アドボカシーとは何か

障害者の人権白書[®]の定義によれば「個人や集団やコミュニティがエンパワーメントする（自分らしく主体的に生きる力を高める）ことを支援する技術や方法のひとつであり、特に社会的法的な権利に関わる諸問題に関して(1)侵害されている、あるいは脅かされている本人の集団、コミュニティの権利性を明確にすることを支援する(2)権利性を侵害する阻害要因との対決を支援する(3)それらの問題を解決する力や様々な支援を活用する力を高めることを支援する方法と技術の総体」としている。

日本では、多くの障害のある人がどんな権利が侵されているのか、きっちり認識されていない。また、何となく生きづらい、分かってくれない、やりにくいとの問題があるが社会のなかで(1)何が自分の権利や生き方を阻害しているのか。(2)社会のどのような仕組みが自分の生き方や目標を邪魔しているのかについてわかっていない。

また「個人アドボカシー」と「社会システムアドボカシー」とに分けられ、前者は「権利を守る法的対抗手段や救済方法のある」場合に活用するアドボカシー、後者は「権利を守る法が未整備、あるいは不備で様々な社会運動を展開することによって、権利を作りあげていく必要のある」場合に活用するアドボカシーをいう。(1)個人アドボカシーは本人の権利侵害を未然に防止するための市民等へのアドバイスと啓発(2)本人の権利性に対する啓発と支援(3)本人の不服申し立てや救済申し立てへの支援(4)本人の技術関係者との交渉への支援(5)本人の裁判活用の支援などがあげられ、社会システムアドボカシーは(1)行政交渉(2)法制度政策の提起とロビー活動(3)調査研究活用(4)マスコミ活用(5)裁判活用(6)市民等への啓発活動(7)その他の運動との連帯支援

などが具体的にあげられている。

(2) 主体づくり（自分自身が権利主体であるとの自覚をしていく活動）

はっきりした意見表明と批判を受け止めるコミュニケーション

マイノリティ（少数者）の権利獲得はマイノリティみずからが活動し、どのような権利をもっているかに気付くことから始まる。個人の権利として支援を求めるためには、自らの意見表明が必要であることを基本的な考えとしている。そのため障害のある当事者みずから活動の主体づくりに挑戦している。生野地区の活動のひとつに「たびだちゆうゆうガイドヘルパー事業」がある。そこでは知的障害のある人をメンバーと呼び、メンバーが司会をして、メンバーだけが発言できる会議をアドバイザー（信頼できる友達など）の助けも得ながら、繰り返し開いている。メンバー会議では、自分の名前を皆の前に出して、責任ある発言をしていく。そして、自分自身の困った状況を話し合う。そしていろいろな人の視点から問題をとらえ、話を絡ませ、知恵をしばりあう。その話し合いの過程で「何を、どこで、いつ、どのように、だれに助けをもとめるのか」を具体化する。そして実際の活動では、失敗もしながら、考えなおし、繰り返し挑戦してみる。本人の意欲を育て、失敗も認めながら、アドバイザーは支援を続けている。障害のある人が自信を持ち、意見を表明できる状況、条件をアドバイザー、支援者、地域のボランティアとともに作りだすことを考えている。障害のある人が自らの意見表明できる雰囲気、チャンス、システムが現在の学校、社会でつくられていないことがよくわかる。いわゆる「健常者」が自分達の言葉、ペース、やり方で話し合いをしているため、話し合いに入ることができない人達がいることにきずかされる。

障害のある人の自己確立のためには、いろいろな人達とのコミュニケーションが大切である。コミュニケーションをしながら、人との関係を学ぶ。そしてその学びを土台にして、自己実現を志向することこそが人権、アドボカシーの獲得につながる過程である。しかし、これまで発言してこなかった人、できなかった人がまず、自分たちのペースで自分自身の言葉を使い、表現することが認められる空間、時間を設定して、話し合う経験を重ねていくこと。その基本的プログラムが生野地域活動サポートセンターの活動には組込まれている。

さらに、生野地域の活動のユニークな点は、障害のある人が批判的意見も述べる機会もある。そして支援者、ボランティアの意見もきちんと、会議等で表明できるようにしている。また、草の根グループの広報の冊子等にも、サービスの利用者、支援者、ボランティアなどの意見を並列にのせる。

(3) 地域の人達と企画していく研修会、人権講座

大阪生野サポートセンターでは、人権講座を連続して、地域のなかで開いている。たとえば、精神障害のある人への偏見、差別性、繋がり合えない気持ちを考えていく機会をつくる。特にいままで地域の人々の意識の「壁の外」に位置付けられ、幻想のなかで語り続けられてきた精神障害のある人が意見発表の機会をもつ。そして地域の人に現実を知らせるために、「自己主張」する。自分自身の過去をみつめ、自信を取り戻すことへの挑戦をはじめている。

高齢者の人権講座のなかに在日韓国朝鮮人の高齢者の問題が絡んでくる。マイノリティのなかでも、無視されたり、忘れられたりする人達の問題を活動のなかできちんと位置付けしている。

上記の研修会、人権講座の企画する時から生野地域活動サポートセンターのメンバーと、そ

それぞれの分野の人達が話し合いが重ねられ、「今、地域の人達が何を求めているのか」をとらえ、「旬」の話を提供することに努めている。実施する会の運営も、地域での会合のような雰囲気、皆が準備などを行っている。

(4) 誰もが人間関係を「おもしろく」「楽」に生活できる地域社会づくりを精神障害者の活動から

現在の社会では、仕事でのストレスがたまりやすい状況にある。また孤立しやすい地域社会の人間関係では、精神的悩みが多くなる。そこでまわりの人との人間関係がさらにむずかしくなり、病気がさらに悪くなることがある。そして、ひとり孤独に生きる意味を見い出せない。自分の将来がみえなくて、悶々とした日をおくる。生野地域活動サポートセンターの活動の一つとして、精神障害のある人達の生活を知り、話し合い、つきあいを重ねている。しりあい、はなしあい、つきあいは障害のある人の話をじっくり聞くことから始まる。これまで、精神障害の人達と長くつきあってきた人達を中心とした活動である。その人達のつきあいをとおして「その人の心の病気とは何だろう」と考え、いろいろなことにきずいてきた。そして「地域の人達自らが自分達にはなにができるのだろう」と自問し始め、「精神障害の人達と地域で一緒に生きるとは、働くとは、遊ぶとは」との課題を共に考え続けている⁶⁾。そして精神障害のある人達の溜まり場をつくり、悩みを聞いたり、互いに話を交すことで、一緒に生きていくことの大切さ、楽しさを実感している。そして地域にも生活の場、自分のペースで働く場が必要であることがわかり、作業所づくりを地域の人達との協同で実現している。そしてそこが働く場であると共に、地域の誰もの溜まり場として、地域づくりに機能している。

精神障害のある人達が住みよい地域をつくり出すことで、地域でいろいろな悩みをかかえながら生活している誰にも住みやすい地域となっていくことを目指している。そして、みんなが楽しく、おもしろく、生活できる地域に生野をしていこうとしている。

4. 行政と NPO のとの連携

行政が市民の自主的活動グループである NPO と連携をもち、双方が社会的責任も持ち、住民へのサービスを提供するのは、日本ではこれまで経験したことがない。これまで、行政の地域社会の住民との関係は、主に自治会、町内会組織を活用してつくりあげてきた。そして住民組織化は、各戸に基盤におき、住民を網羅する組織をめざしてきた。自治会、町内会活動の住民サービスは地域社会の共通した利害関係が活動の動機となるために、共通した要求や生活課題の取り組みに限定される事項がとりあげられる。しかし、外国人も含め、住民のニーズが多様化、個人化している現在、自治会、町内会組織だけでは対応できない状況が生まれている。

そこで、住民のニーズの多様化、個人化に対応できる組織のひとつとして NPO が期待されている。NPO は任意参加、自由参加性をもち、地域住民が理念をつくり、主体的に活動する団体である。これまでの自治会、町内会組織とは組織の編成だけではなく、活動方法も内容も異なることが多い。これらが相互に協働すれば、住民がサービスの受益者という役割だけで存在することなく、サービス提供の主体者にも交代することができて、地域の住民が活性化すると予想される。しかしながら、これまで細々と活動してきた地域の草の根グループが中心となり、NPO 活動は展開されようとしている。つまり、現在の状況では人的資源、地域の拠点等の物理的基盤整備、情報ネットワーク、経済的自立が不安定な団体が NPO 活動の中心となる

可能性は高い。そこで、将来を見通した構想、計画、研究などが必要となり、行政からの支援も重要な存続の要因となると思われる。ここでは、牧里毎治の「利用者参加を支える地域福祉活動」(牧里毎治 1998) の論文のなかで、特に行政が行う支援のあり方として分類している(1) 基盤整備 (基盤整備として NPO 活動の拠点の整備、コーディネーション (仲介・調整・斡旋) を行うボランティアセンター、支援型 NPO の財政支援などがあげられる。)(2) 環境整備、(市民、ボランティア、NPO、学校等への情報提供、相互のネットワーク構築) について、大阪、生野地域活動サポートセンターの実践にてらして、考えをのべる。

(1) 福祉の拠点に関する拠点整備の総括

福祉の分野では、行政、支援団体が補助金、寄付金等で、活動の拠点をつくらせてきた。そのため建物の管理、運営は利用者ではなく、行政や支援者が続けている。また利用目的が限定されているため、地域の人達が気軽に出入りして、利用者とは知り合える機会も少ない。たとえば障害のある人たちの作業所も作業の目的だけに限定されているため、利用者、支援者も限られてくる。福祉の拠点があまりにも目的化されすぎたことが閉鎖性をうみだしていると考えられる。そこで、その閉鎖性をこわしていく方法として、地域の人達が、集まりやすい場にリニューアル (新装) する。たとえば作業所に喫茶店をつくり、地域の人の交流、コミュニケーションの場としていることも一つの解決方法としてあげられる。

NPO 活動の拠点づくりは NPO のスタッフを活性化させたり、将来、活動に参加したい地域の人達とのつながりをもてる場としての機能も求められる。

また、大阪の生野地域活動サポートセンターでは拠点づくりの原則として下記のことを考えている。(1) 当事者が自らの活動の場であるという意識を持つこと。当事者の行動、表現がうけとめられる雰囲気はその人が自分を愛する気持ち、つまり自尊心をもったり、自分に自信をもつことにつながる。(2) 当事者の思いが活動に生かされる場であること。これまでまわりの人たちが失敗をしないように手助けをしてきた。しかし自分の思いを大切に、失敗もする経験をして学んでいく。そして、無理なく自ら主体的に取り組めるペースで活動を展開する。(3) 当事者の可能性、夢への挑戦が社会活動への積極的参加という形で生かされること。

そして拠点の機能として、まず当事者の自己実現の場であると考えている。具体的には当事者自身の存在が受け止められ、相互に活性化しえる場である。そのためには、一人ひとりの意見表明、自己選択、自己決定などが基本的に尊重される権利 (アドボカシー) の獲得をしていくことができる場に変えることを志向する。

生野地域活動サポートセンターの調査で、活動の拠点は(1) 当事者の主体づくりを支援する場(2) 活動の活性化ための人が集まり、情報が行き交う場(3) 活動のノウハウを蓄積し情報発信する場(4) 活動のためにあつまってきた人達が計画づくり、活動の具体的準備、他機関との連絡調整する場、そして(5) 地域の活動に興味をもつ人が気楽に入り込める場であることの機能が求められることがわかる。NPO は資金力がないため、既存の地域の施設、民家を使っているが、それが当事者や地域の人には、かえって気楽にリラックスできる場になり自分自身の表現、意見表明しやすい状況をつくりだしている。以上の多様な機能を絡ませている場づくりが活動を効率的であるととらえられた。

(2) 行政とNPOのとの環境整備

① 情報をゆきわたらせることが信頼関係の源

NPOが活動の資金、ヒューマン・パワーを獲得するためだけではなく、社会状況の動向を知り、地域の人達のニーズを確認するための情報は不可欠である。また、情報を得ながら、活動の方向性・内容が多様に個人別につくことを考える。しかしながら、これまでは情報の主なリソースである行政が、最新情報の公開等を十分にしてこなかったため、行政と協力関係にある団体や個人的なつながりをもっている人を除けば、最新の情報を得ることは困難であった。その結果として、情報に簡単にアクセスできない草の根グループなどからは、行政の情報ネットワークシステムに大きな不信感がうまれることもあった。

ここでまず、考えなければならないことは、情報を蓄積している行政の情報ネットワークを地域のNPO、草の根グループとつなぎ合わせ、活動に必要な情報にアクセスできるようにすることである。情報の公開はすべての人に均等に実施しなければ、不信感をつくり、行政とNPOと住民との連携は壊れていくと思われる。

生野地域では、地域の集会に福祉行政の担当者をシンポジウムの意見発表者として招き、最新情報を地域のすべての草の根グループにゆきわたらせる企画を組んでいる。そこでは、行政の情報発信と共に地域からの発信もあり、相互に情報交換をして、今後の実施および活動を考える基本的情報を得ている。地域の人達に情報をできるだけ、ゆきわたらせる方法を行政、NPOの双方が考えなければ、地域住民からの不信をつくることになるのではないだろうか。

② 行政もNPOも情報公開が重要

行政もNPOも情報を公開し、地域の住民の信頼をえることが第一のテーマである。情報公開するためのネットワークづくりの連携だけでなく、情報をわかりやすく説明する。たとえば福祉に関するファシリテータの設置は意義深い。たとえば、バリア・フリーに関する条例制定の情報が地域の草の根グループ、NPO団体に伝わったにしても、その内容を障害のある当事者に「どのように伝えるのか」は最重要課題である。そこで行政のファシリテータとNPOファシリテータを地域の草の根グループの要請に応じて派遣する。高齢者、障害のある人、支援者がファシリテータとの話し合いをもちながら、条例ができる過程で意見を交す。このようなわかりやすく情報を公開することが求められている。また、情報公開は条例等が審議されている過程、つまり、決定過程を公開することは決定手続きに住民が意見を表明することにつながる。しかもいろいろな住民参加による討議の機会もつくることは、みんなが参画し、システムを作り上げたとの達成感が得られ自信につながる。

③ 信頼のある地域の人とのつながりをとおしての情報提供、地域での情報の再加工の必要性

障害のある人の場合、情報のメディアをたとえば点字、手話などに変換しなければ、情報の内容が伝わらないことがある。また、知的障害のある人の場合、わかりやすくかみ砕かれた情報でないとうからないことがある。そのため、信頼関係にある人から、情報を得ることを常としている人が多い。したがって日常の生活のなかで顔見知りが多くいる地域の溜まり場が情報源であったりする。つまり地域の仲間達が集う拠点を情報の加工、発信基地とすることが効率的と考える。

そこでNPO、特に支援型NPOは障害のある人達、高齢者などへサービスを直接おこなっている草の根グループと相談しながら、情報提供の内容、方法、確認を工夫するだけでなく、

福祉サービスの付加価値としての情報提供を実施していくことも有効なことではないのかと考えている。

④ 情報のユニバーサル・デザイン

ある特定のグループへ情報提供を限定したりするのではなく、すべてのグループが情報へアクセスしやすくする。これが行政と NPO の信頼をもち続けていく基本である。情報が特定のグループに集まることでまわりのグループからの不信感をもたられることは多い。そして、障害のある人のグループに限定した情報提供は、障害のある人達と地域の人の間に意識の壁をつくることになる場合もある。障害のある人だけの情報ではなく、情報の公開をして「だれもが、いつでも、どこでも」アクセスできる情報公開、提供のシステムを構築することは重要である。みんなのための情報は、アクセスの頻度も多くなる。このように利用者がひろがることで、情報ネットワークの設営の意義が多様に生まれていくと予想される。とかく、福祉サービスの対象者は少数派であるため、経済的コストをかけたが使用頻度が低いため、普及していかないことも、これまで障害者専用トイレなどで経験した。障害者専用ではなく、障害のある人、高齢者だけではなく、だれもが利用できる、つまり普遍化したユニバーサルデザインにすることが重要な考えである。

⑤ 地域の人達が「元気をもらえる」情報を

地域社会には福祉サービスを利用している高齢者、障害のある人、子ども達だけではなく、外国の人などのマイノリティ、またいろいろな生活状況の人がいる。たとえば、子育てで忙しい人、孤独でさびしい人等。そこで、地域の人達がほしい情報に加工していく必要がある。また地域の人達自身が情報の発信者また受信者にもなることができる情報の発信受信拠点が必要となる。精神的におちこんでいる人に「楽しくみんなで忘年会をやろうよ」「作業所のなかにある喫茶店で楽しい話ができますよ。」「地域の人達と将棋、囲碁ができる場があります」などの情報発信、受信は意義深い。そして、地域の溜まり場になっている地域サポートセンターの毎月の行事日程などの情報提供はいろいろな困難な状況にある人達に、みんなと出会える機会をつくりだしている。地域に話ができる仲間がいることで、安心感を得ることは生きていくエネルギーをうみだす。本当に必要な情報は自分自身をエンパワーしていくことにつながっていく。

NPO の活動は利益だけを追及していくものではない。たとえば、高齢者、障害のある人への給食サービスにしても、数も多くないために手間暇をかけ食事をつくる。配達の時におしゃべりをしたり、身の回りの世話をするなどプラスアルファをつけて、ボランティアな活動をする。孤独な老人には自分の話をきいてもらえる人は貴重である。おしゃべりを交す余裕をもち、サービスをすることが人間が生きていく上での重要なエネルギー源であることがみえてくる。

5. まとめ

(1) NPO の活動は、地域の人達も自らも元気にできるのだろうか。

サービスの個人化、多様化を求める利用者への要求に対応できるシステムをつくりだすことは、行政が「平等主義」に基づくサービス提供方法に固執しているため限界がある。行政がその基本的考えを変え、それに対応するシステムをつくりだすための変革は必要なことではある。し

かし、そのためには、莫大な財政支出が必要であり、財政赤字をますますふやすことになる。そこで行政に変わる機動性のあるNPOは行政ではできないサービスが期待される。NPOの仕事のしかた、内容、評価のしかたは行政とは違い、独自性をみいださなければならぬ。地域のこまかな情報を捕えやすいNPOは地域の人達の状況の変化に早く対応できる。サービス利用者の評価、批判など情報収集も早くて多様である。また、元気の良いボランティア、支援したい人を地域で組織することも早い。そして人間関係を日頃よりつくりだしている。個人の能力を問うような仕事のしかたではなく、人と人との関係のなかに、いろいろなパワーをつくり、リンクして仕事をみんなで作ってあげていく。生野地域活動サポートセンターでは、人間関係を創りだし、依存しあい、相互に責任を持ち合うことをNPOの理念としてつくりあげている。個人の自己決定を大切にすが、個人のみ責任だけにしないで、基本的には皆が相互に責任を分かち合う地域活動を考えている。地域の活動をしながら自らをエンパワーする源としていることが感じられる。

(2) NPOはマイノリティ文化を創造できるのか

マイノリティ、たとえば障害のある人達、在日韓国朝鮮人の存在はマイナスイメージとしてこの地区でも語られている。障害のある人の場合、能力が劣る人達とのラベルが簡単に張られている。しかし、地域の人達は自らで現実を変えようとしている。たとえば精神障害のある人達が地域で「ほっとできる」場をつくり、楽に地域で生きていく雰囲気を作ろうとしている。障害のある人達によるあらたな街づくり、文化づくりである。地域の人と共に作り上げる新たな生活づくりである。これは、障害者観、障害者観、高齢者観を具体的に地域の人と一緒に変えていく画期的なことである。聴覚に障害のある人達が手話という言葉により、音声言語ではつくれない新たな文化をつくっているように、大阪の生野地域に障害のある人、在日韓国朝鮮人がつくる「おもしろい」新たな文化が生まれつつある。このような地域での新たなマイノリティ文化創造の支援こそが行政とNPOに期待されているのではないだろうか。

(3) 「祭が好き。人が好き。生野が好き。」 楽しい地域、おもしろい人間関係

人を大切にすることは、自分も人から大切にされる。自分を愛する人は人も愛せる。そして地域も愛せる。地域の生活に人とのつながりができて、余裕がでてくると、さらに人とのつながりがひろがる。いい循環で生活がまわる。時には、お酒を酌み交わし、おいしい料理を分けあいながら、食べる。みんなが活動の分野を超え、ワイワイと集まり、気持ちを重ねあう。いろいろな人達との出会いを生野地域活動サポートセンターがつなぐ。そして自分の住んでいる地域の人とのつながりで自分達ができること、楽しくなることを語る。「祭が好き。人が好き。生野が好き。」とのフレーズがNPO活動だけではなく、いろいろな活動の底流にある。「自分達が愛する生野地区に住み続けたい」との願いを実現するためにはたらく。そして、地域の人々が相互に依存しあい、相互に責任をもち、新たな関係を創りだす。「そこに不安もあり、楽しみもある」と生野地域活動サポートセンターのスタッフは話す。在日韓国朝鮮人の高齢者の介護をする力が家族になくなっている現実も話しながら、落ち込まないで、みんなと挑戦していこうとしている。

今回、生野のいろいろな集会に参加して感じたことは、一人ひとりの意見を聞くことに余裕をもっている人達が多いことである。人生のなかで得た「生きていくノウハウ」をもっている

障害のある人の地域での生活を支援する NPO 活動

人達が真剣なまなざしで話をきいているが、集まりを楽しんでいる様子もみえる。堅い人権の話も楽しんで聞いている。「笑いながら、楽しみながら」とうまく企画している。常にどこかに「おもしろみ」を見つけようとしている生き方がみえる。

引用文献

- (1) 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律 官報 第1293号 大蔵省印刷局発行、1993。
- (2) 障害者基本法について、厚生省社会援護局更正課、障害者の福祉、2月号、1994。
- (3) みえパートナーシップ宣言、三重県 NPO 室、1998。
- (4) 生野地域活動サポートセンター設立計画書 4-7、記憶は弱者に在りマルセ太郎さんの人権講座 生野地域活動サポートセンター、1997。
- (5) ころ病む人を支えるコツ 5-6、当事者は今、精神障害者の生活の場作りを進める会、1998。
- (6) 障害者の人権侵害とは何か。障害者の人権白書、障害者の人権白書づくり実行委員会、1998。
- (7) 多文化主義を視点に一生野（大阪）におけるソフトプログラム、107-118、NPO をつくる日本のサポートセンター、市民活動地域支援システム研究会、1998。

参考文献

- (1) 知的障害者のガイドヘルプ活動、たびたち地域センターゆうゆうの試み たびたち地域センター・ゆうゆう、1996。
- (2) 癒しのストローク、大阪市人推協だより、大阪市人権啓発推進協議会事務局、1998。
- (3) 島根研修旅行報告集、地域生活支援センター「ふあっと」社会福祉法人「桑友」、1998。
- (4) 第7回みえ NPO 研究会概要、三重県 NPO 室、1998。
- (5) SMALL STEP 24、自立生活センターいけいけ・こいこい、1998。